相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区沼袋二丁目四五番地、最後の住所千葉県松戸市小山五二三番地の八　サングリーン松戸Ａ―一〇五

被相続人　亡　中村　憲昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号　五階　神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神谷　敦宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋中洲四番、最後の住所東京都中央区日本橋中洲四番一二号

被相続人　亡　橋本　佳之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号　ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一三七番地、最後の住所東京都台東区上野桜木二丁目七番一二号

被相続人　亡　吉川　兼司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都千代田区六番町三番地一　事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋（登録姓　渋谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区今出川通烏丸西入今出川町三三八番地、最後の住所東京都練馬区豊玉南二丁目二五番一三―二〇八号

被相続人　亡　石﨑　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六　八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区東和一丁目七番、最後の住所東京都足立区東和一丁目七番一〇号

被相続人　亡　星　慶國

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都港区虎ノ門三―七―一二虎ノ門三丁目アネックス三階飯田・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市蓮沼ロの一四五七番地、最後の住所東京都板橋区徳丸一丁目八番七号石井荘一〇二号

被相続人　亡　小川　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所東京都中野区中央五―三―一一ロイヤルプラザ中野三〇二号室新中野中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井村　華子（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市雄勝町明神字明神五〇番地、最後の住所横浜市鶴見区上末吉一丁目一一番七号

被相続人　亡　佐藤　典明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市長沢八九七番地、最後の住所神奈川県相模原市南区大野台三丁目二五番五三号

被相続人　亡　北森　光晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番一六号第一足立ビル三階　弁護士法人相模原法律事務所相模大野事務所

相続財産管理人　弁護士　安永　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市小笠原一六九一番地、最後の住所山梨県南アルプス市小笠原七六三番地一〇桜田住宅

被相続人　亡　望月かし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町三〇四番地一　相続財産管理人　司法書士　芦澤　初美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市粟野西一丁目三六八番地、最後の住所岐阜市岩崎一〇一三番地五

被相続人　亡　馬淵　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル五階　小森正悟法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小森　正悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鍛冶町一四一番地、最後の住所静岡県浜松市東区半田町四九一四番地の一一八

被相続人　亡　松井　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　相続財産管理人　佐々木成明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市藤ケ丘六丁目一番地四、最後の住所愛知県名古屋市北区中切町一丁目六三番地鰄第一交通株式会社内

被相続人　亡　藤井　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

愛知県名古屋市中区金山一―九―一七金山スズキビル八階金山総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　山下　陽平

株主名簿管理人設置のお知らせ

当社は、このたび定款の規定に基づき取締役会の決議により、左記のとおり株主名簿管理人を設置しましたのでお知らせします。

記

株主名簿管理人　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

同事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部

取扱開始日　平成二十五年十二月三十日以上

平成二十六年三月十一日

株主各位

東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号　株式会社サーマプレシジョン　代表取締役　小谷　一葉